

3 県（宮城・山形・福島）連携広域周遊促進事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

3 県（宮城・山形・福島）連携広域周遊促進事業委託業務

2 目的

近年、東北中央道の開通等により、南東北 3 県の交通アクセスが改善され、これまで以上に県境を越えた広域周遊の利便性が高まっている。そこで、各地域の魅力を多くの方に知っていただき、3 県の相互交流を促進するため、スイーツを好む 30 代以上の女性を主なターゲットとし、各地域の特産であるフルーツを使用したスイーツを切り口とした周遊企画を実施するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 12 月 28 日（木）まで

4 委託業務の内容

下記のとおり、宮城県仙南地域、山形県置賜地域及び福島県県北地域の特産であるフルーツを使用した「ご当地スイーツ」が食べられる（買える）各地域のスポットを巡るラリーの企画を行うこと。なお、ラリーのデザイン等においては、当所で所有する仙南スイーツ PR キャラクター「せんにゃん」を使用すること。

※応募の受付、抽選及び賞品の準備・発送は発注者が行う。

（1）企画

イ ラリーの企画

- ・応募用紙・ハガキ・リーフレット等の紙媒体によりラリーを実施すること。
- ・ラリーには、ゲーム性（人気投票、キーワード集め、集めると絵ができる等）を持たせること。
- ・集めたポイント数等に応じて、3 段階（A 賞・B 賞・C 賞等）の賞品の抽選に応募できるラリーとすること。
- ・ラリーのスポットは、各地域の特産であるフルーツを使用した「ご当地スイーツ」が食べられる（買える）30 店舗程度（各地域 10 店舗程度×3 地域）を発注者側で指定する。
- ・ラリーの名称について提案すること。

ロ 開催期間

令和 5 年 9 月から 12 月中旬まで（3 か月半程度）

ハ 開催箇所

宮城県仙南地域、山形県置賜地域及び福島県県北地域。

ニ 製作物等

- ・ラリーの概要や参加方法、注意事項、賞品応募方法、各スポットの場所等について掲載した紙媒体を製作すること。なお、紙媒体のサイズ等は指定しないが、カラー刷とする。
- ・紙媒体の製作部数について、15,000 部以上を提案すること。
- ・DX の視点（ホームページへの誘導等）を考慮して、ラリースポット以外の地域の魅力（観光名所、飲食店等）を紹介すること。
- ・その他、提案内容に応じて必要なものを製作または準備すること。

ホ 発送

- ・製作物の各スポット、発注者、山形県置賜総合支庁観光振興室及び福島県県北振興局への発送に関する一切の業務を行うこと。

（2）広報

- ・企画を周知するために効果的な広報を提案すること。なお、ポスターは必ず作成する

- ものとし、その部数は提案によるものとする。
- ・ポスター等の画像は JPEG 及び PDF データで作成し、発注者に提出すること。

(3) 独自提案

ラリーへの参加促進に効果的な提案を期待する。

5 包括的事項

本業務において製作したマップやその他制作物のデザインデータ等については、二次的利用が可能な高画質データ（Adobe イラストレーターやフォトショップ形式等）及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ（JPEG や PDF 形式等）の両方で発注者が指定する電子媒体に保存し、宮城県大河原地方振興事務所地方振興部に 2 枚を納品すること。

6 成果の確認

- (1) 事業成果は、各種制作物の納品時及び業務完了報告書により確認する。
- (2) 業務完了報告書
 - イ 提出期限 令和 5 年 1 2 月 2 8 日（木）
 - ロ 提出部数 1 部
 - ハ 提出場所 宮城県大河原地方振興事務所地方振興部

7 注意事項

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。
- (3) 原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 著作権等について

この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格を行使しないものとする。

受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に補償し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

- (5) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (6) 当該業務の実施に当たり、報告書のコンパクト化や再生紙（古紙配合率 70% 以上）の活用など、「宮城県環境基本条例」（平成 7 年宮城県条例第 16 号）及び「宮城県環境保全率先実行計画（第 6 期）」（令和 3 年 3 月策定）に基づく環境配慮の趣旨を理解の上、業務に取り組むこと。

8 その他

- (1) 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管するものとする。
- (2) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。